

高知県立病院経営健全化推進委員会設置要綱

(平成 21 年 10 月 1 日制定)

改正 平成 22 年 7 月 7 日 22 高企病第 266 号
平成 23 年 7 月 12 日 23 高企病第 252 号
平成 24 年 8 月 22 日 24 高企病第 344 号
平成 25 年 7 月 16 日 25 高企病第 299 号
平成 26 年 10 月 17 日 26 高企病第 482 号
平成 28 年 8 月 22 日 28 高企病第 305 号
平成 29 年 10 月 12 日 29 高企病第 348 号
令和 3 年 1 月 7 日 2 高企病第 544 号

(目的)

第 1 条 県立病院における経営の健全化の推進に関し、高知県立病院経営健全化計画(以下「計画」という。)の策定、進捗状況等について指導及び助言を行うため、高知県立病院経営健全化推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議を行うものとする。

- (1) 計画の策定、進捗状況等に関すること。
- (2) その他県立病院の経営健全化の推進に向けた指導及び助言に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、公営企業局長の委嘱する委員をもって構成する。

2 委員長は、委員の互選により決定する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱した日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じ委員以外の者を招集し、意見を聞くことができる。

(報償費及び旅費)

第 7 条 第 3 条第 1 項に規定する委員長、委員及び第 6 条第 2 項に規定する委員以外の者に対する報償費及び旅費は、別に定める。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、公営企業局県立病院課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、初回の委員会は、公営企業局長が招集する。

附 則（平成22年7月7日22高企病第266号）
この要綱は、平成22年7月15日から施行する。

附 則（平成23年7月12日23高企病第252号）
この要綱は、平成23年7月22日から施行する。

附 則（平成24年8月22日24高企病第344号）
この要綱は、平成24年8月22日から施行する。

附 則（平成25年7月16日25高企病第299号）
この要綱は、平成25年8月7日から施行する。

附 則（平成26年10月17日26高企病第482号）
この要綱は、平成26年11月7日から施行する。

附 則（平成28年8月22日28高企病第305号）
この要綱は、平成28年8月22日から施行する。

附 則（平成29年10月12日29高企病第348号）
この要綱は、平成29年10月12日から施行する。

附 則（令和3年1月7日2高企病第544号）
この要綱は、令和3年1月7日から施行する。